

[事案 29-115] 遡及解約請求

・平成 30 年 4 月 27 日 和解成立

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

担当者の案内不足を理由に、遡及解約することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 4 月に契約した従業員を被保険者とする定期保険について、被保険者の退職を理由に平成 28 年 5 月に解約したが、被保険者は平成 26 年 10 月に退職しており、保険会社の担当者はその事実を知っていたのであるから、その時点で解約の案内をすべきであった。そのため、平成 26 年 10 月に遡って解約したことにしてほしい。

<保険会社の主張>

担当者が、被保険者の退職の事実を知ったのは、契約の継続について相談を受けた平成 27 年 4 月であったことから、申立人の請求に応じることはできない。ただし、その際の担当者の助言に不適切な点があったことを考慮して、契約の解約を平成 27 年 4 月まで遡ることには応じた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、担当者が被保険者の退職を知った時期や、契約の継続について相談を受けた担当者の対応等を把握するため、申立人代表者夫婦および担当者の上司に対して事情聴取を行った。なお、担当者は健康上の理由で事情聴取は実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、担当者が平成 26 年 10 月に被保険者の退職の事実を知っていたとは認められず、同時期までの遡及契約は認められない。しかし、平成 27 年 4 月までしか遡及解約を行わない理由等について保険会社から申立人に対し説明が十分にされていたとは認められず、このことも本件紛争の原因になったと考えられること、および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。